

## 1 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例

### 他1-1 斜面地条例における建築物の水平投影線

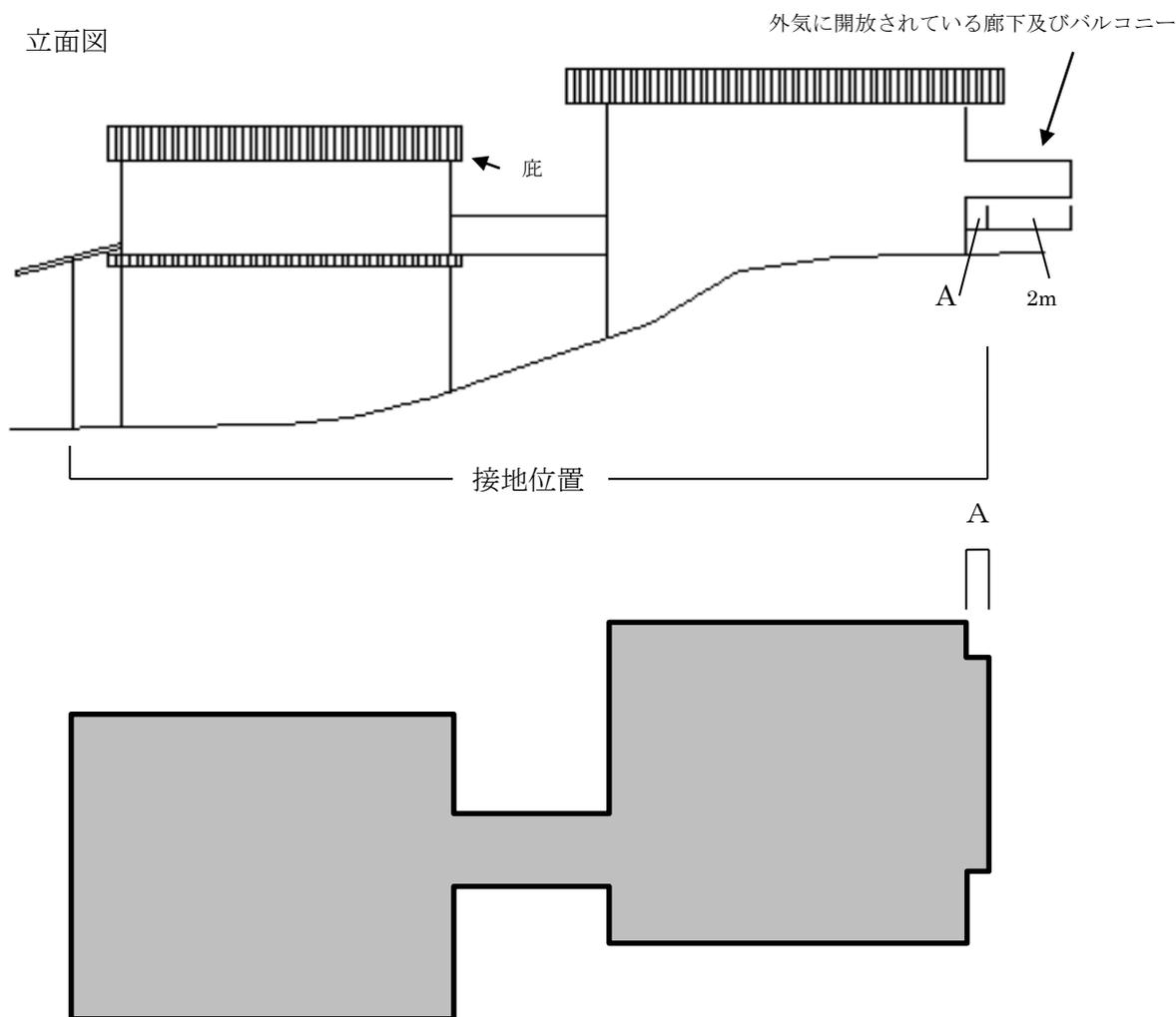
〔法第50条、法第52条、京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第2条、京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則第2条〕

追加：平成26年4月 更新：平成28年7月

#### 解釈

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例における水平投影線は、水平投影面積の外周線と地盤が接する位置となり、下図のようになる。

また、この外周線の高低差は、6mを超えることはできない。



水平投影面積の外周線図

#### 関連項目

・旧ハンドブック 質3-8 斜面地条例での建築物の水平斜線

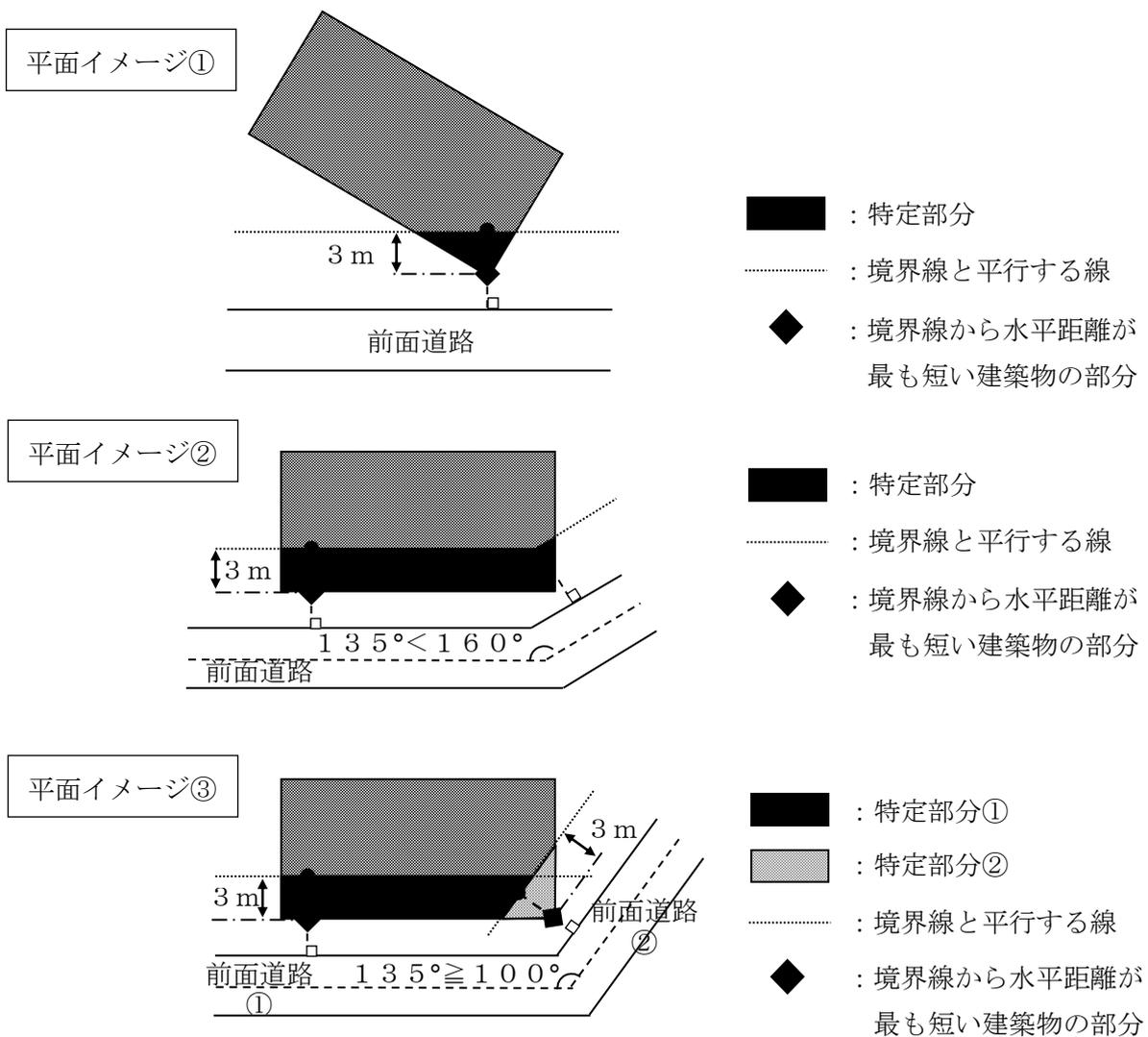
他1-2 斜面地条例における建築物の特定部分

〔法第 50 条、法第 52 条、京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第 2 条、第 4 条〕

追加：平成 30 年 5 月

解釈

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定されている特定部分は、次のとおりである。



※ 道路が屈折又は交わる場合、その内角が 135 度以内のものはそれぞれ別の道路と見なす。

関連項目

・旧ハンドブック 質 3-8-2 斜面地条例での建築物の特定部分

## 2 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例

### 他2-1 敷地が伝統的景観保全地区の内外にわたる場合

〔法第40条〕

追加：平成30年5月

#### 解釈

---

敷地が京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の制限を受ける地区（伝統的景観保全地区）の内外にわたる場合、その敷地の全部に京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の制限を適用する。

#### 関連項目

---

- ・旧ハンドブック 質3-7-2 敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合

### 3 特別用途地区に関する条例

#### 他3-1 敷地が特別用途地区の内外にわたる場合

〔法第49条、法第91条〕

追加：平成30年5月 更新：令和5年4月

#### 解釈

敷地が特別用途地区の制限を受ける地区の内外にわたる場合、条例の適用は以下のとおりである。

条例	適用方法
原谷特別工業地区建築条例	敷地の過半が地区内にある場合は、その敷地の全部に条例の制限を適用する。(法第91条の準用)
西陣特別工業地区建築条例	
京都市娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例	
特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）建築条例	
職住共存特別用途地区建築条例	
特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例	敷地の過半が当該地区内にあるとき又は当該敷地が御池通に接するときは、当該建築物又は当該敷地の全部について、条例の規定を適用する。
御池通沿道特別商業地区建築条例	
らくなん進都産業集積地区建築条例	敷地内の全部の建築物について、敷地に含まれる区域に関する別表の右欄の規定を適用する。
京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例	<p>【条例第4条第1項及び別表第1における適用】</p> <p>敷地の過半が文化芸術地区内にあるときは、建築物の全部について、別表第1の右欄の規定を適用する。</p> <p>【条例第4条第2項及び別表第2における適用】</p> <p>敷地内の全部の建築物について、敷地に含まれる区域に関する別表第2の右欄の規定を適用する。</p>

#### 関連項目

- ・旧ハンドブック 質3-7-2 敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合

## 他3-2 敷地が特別用途地区内に設定された地区にわたる場合

〔法第 49 条、法第 91 条〕

追加：令和 5 年 4 月

## 解釈

敷地が特別用途地区内に設定された地区にわたる場合、条例の適用は以下のとおりである。

条例	地区	適用方法
西陣特別工業地区建築条例	第一種地区 第二種地区	その全部について、敷地の過半の属する地区の制限を適用する。(法第 91 条の準用)
らくなん進都産業集積地区建築条例	第一種地区 第二種地区	当該建築物の全部について、当該敷地の過半の属する区域に関する別表の右欄の規定を適用する。
京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例	A 地区 B 地区	<p>【条例第 4 条第 1 項及び別表第 1 における適用】 当該建築物の全部について、当該敷地の過半の属する区域に関する別表第 1 の右欄の規定を適用する。</p> <p>【条例第 4 条第 2 項及び別表第 2 における適用】 当該建築物の全部について、別表第 2 B 地区の項の規定を適用する。</p>

## 関連項目

### 他3-3 原谷特別工業地区の建築制限

〔法第 49 条、原谷特別工業地区建築条例第 3 条、同別表〕

#### 解釈

---

- 1 「西陣織を製造するための……その他の工程に係る事業」には、図案、紋意匠図、紋彫、紋編、撚糸、糸操、整経、綜統及び金銀糸の各業種を含む。
- 2 「友禪を制作するための……その他これに類する手加工の工程に係る事業」には、図案、仮絵羽、下絵、糊置、印金、刺しゅう、染み落とし、湯のし、和裁仕立、紋、かけつぎ及び型紙彫の各業種を含む。
- 3 「彫金、鍛金等の技法により、金属工芸品を製造する事業」には、鋳金、七宝、象嵌及び諸金具の各業種を含む。
- 4 「前各号に掲げるもののほか……その他これらに類する本市における伝統的工芸品を製造する事業」には、京仏具、京指物、表装、竹工品、色紙短冊工芸、和装組紐、和装袋物及び骨細工（べっ甲、象牙）の各業種を含む。

#### 関連項目

---

- ・旧ハンドブック 質3-7 原谷特別工業地区の建築制限